

| 官民ファンドガイドライン  | 産業競争力強化法<br>投資基準   |
|---|--|
| <p>＜基本的考え方＞</p> <p>○ 官民ファンドが民間資金の呼び水として効果的に活用されるためには、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各々の政策目的に応じた投資案件の選定・採択が適切に行われていること、</li> <li>② 投資実行後のモニタリングが適切に行われていること、</li> <li>③ 投資実績が透明性を持って情報開示されており、監督官庁及び出資者たる国及び民間出資者に適時適切に報告されていること、</li> <li>④ 成長戦略の観点から特に重視すべき、創業・ベンチャー案件への資金供給について特段の配慮がなされていること、</li> <li>⑤ 官民ファンドが民業圧迫にならず、効率的に運用されていること、</li> </ol> <p>等が重要である。</p>  |  |
| <p>＜論点1関係＞</p> <p>1 運営全般（政策目的・民業補完等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 公的資金の活用であることに鑑み、<b>法令上等の政策目的</b>に沿って効率的に運営されているか。また、<b>民業補完に徹する</b>とともに、各ファンドの政策目的の差異、対象となる運用先の差異が適切に把握されているか。</li> <li>② 政策的観点からのリスク性資金であるが、国の資金であることにも十分配慮された運用が行われているか。</li> <li>③ <b>法令上等の政策目的</b>に沿ってベンチャー企業支援や地域経済を支える地元企業（地域での起業を含む）支援等のために必要十分な資金供給等がなされているか。また、そのために必要な組織構成（投資態勢、窓口体制、人材育成機能等）となっているか。</li> <li>④ 各ファンドと民間のリスクマネー供給（民間のプライベートエクイティ、ベンチャーキャピタルファンドや銀行のメザニン等）との関係・役割分担等は適切に理解されているか。</li> <li>⑤ <b>ファンド全体の業績評価</b>について、ファンド設立・運営の趣旨を踏まえ、中長期的な視点から総合的に実施されているか。</li> <li>⑥ 支援が競争に与える影響を勘案したものとなっているか。</li> <li>⑦ <b>サンセット条項</b>の下、限られた期間内で民間プレイヤーの呼び水となり、<b>将来民間で活躍できる事業創造の核となる人材を育成する目的</b>が共有されているか。</li> <li>⑧ 閣僚会議及び幹事会に対して、各ファンドが政策目的にかなった運営を行っているかについての定期的な報告が、正確かつ透明性をもって行われているか。</li> </ol> | <p>【産業競争力強化法】</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第八十条 株式会社産業革新投資機構は、最近における産業構造及び国際的な競争条件の変化に我が国産業が的確に対応するためには、<b>自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となっており、その業務が民間投資の拡大に寄与すること</b>に鑑み、特定投資事業者及び特定事業活動に対し<b>投資をはじめとする資金供給その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進することを目的</b>とする株式会社とする。</p> <p>* 特定事業活動（＝オープンイノベーション）</p> <p>自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動<br/>（有価証券の譲渡その他の処分等）</p> <p>第一百条 （略）</p> <p>2 機構は、経済事情、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、<b>平成四十六年三月三十一日までに</b>、保有する全ての有価証券及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（取締役の報酬等及び職員の給与）</p> <p>第二百十条 （略）</p> <p>2 機構は、専ら出資を行う業務に従事する職員（この項において「出資専従者」という。）の給与その他の処遇については、<b>第一百六条第一項の規定による認可を受けた予算の範囲内において、優秀な人材の確保並びに若年の出資専従者の育成及び活躍の推進に配慮</b>して行うものとする。</p> <p>（業務の実績に関する評価）</p> <p>第二百十二条 <b>経済産業大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行うものとする。</b></p> <p>2 （略）</p> <p>3 経済産業大臣は、<b>第一項の評価を行うに当たっては、機構の業務が、産業構造及び国際的な競争条件の変化に対応するための高度に専門的かつ実践的な知見を活用することが求められるものであることを考慮するものとする。</b></p> <p>【投資基準】</p> <p>一 基本的考え方</p> <p>Society5.0の実現に向けて、第四次産業革命を背景とした産業構造及び国際的な競争条件の急激な変化に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となっており、ベンチャーの挑戦や、事業ポートフォリオの組換え・強化等を目指す既存企業の果敢な経営判断を後押しし、国際的な視野で成長を目指す企業の戦略投資を支える必要性が高まっている。</p> <p>しかし、我が国では、現状においても、産業活動の革新を支えるリスクマネーが質・量ともに不足している状況にある。このため、リスクマネー供給の拡大を通じて特定事業活動を行う事業者の持続的成長を実現し、それが更なる国内へのリスクマネー需要を喚起するというリスクマネーの好循環を創出することが、重要な政策課題となっている。</p> <p>国内におけるリスクマネー供給の拡大に向けては、まず、国内機関投資家等がリスクマネーの供給者として一層の役割を果たすこと的前提として、投資に関してリスクに見合う成果が得られること、すなわち、特定事業活動を行う事業者が企業価値を大幅に高めていくことが必要である。また、<b>民間事業者のみでは通常実現しがたい事業活動を後押しするという観点から、民間事業者だけでは対応が難しい、一定期間時間がかかる等のリスクがある分野の特定事業活動を推進することも重要</b>である。加えて、<b>民間の投資機関との協業や、投資人材の育成等を通じて我が国産業の成長に向けた民間主体のリスクマネー供給環境の整備に努めることが期待</b>される。</p> <p>これらの政策的意義を踏まえ、機構は、認可特定投資事業者を通じて、投資をはじめとする資金供給その他の支援を行うことにより、<b>我が国における特定事業活動を推進し、もって我が国産業の競争力強化に貢献</b>することとする。</p> <p>なお、その際、機構は、事後評価及び成果主義の徹底、現場での迅速かつ柔軟な意思決定の確保等を通じた投資機能の強化を図りながら、政策的に重要な分野での投資・価値増大・処分等を通じ、投資成果の最大化を目指すことで、<b>国等の財産を預かる投資機関としてフィデューシャリー・デューティーを果たす</b>こととする。</p> <p>三 特定資金供給の内容等に関する事項</p> <p>ハ 対象となる特定投資事業者に関する事項</p> <p>（2）特定投資事業者及び特定事業活動を行う事業者が<b>公的な資金を受けることに鑑み</b>、特定投資事業者は、特定事業活動に対する資金供給を行うに当たっては、当該支援を受ける事業者が特定事業活動を適切かつ確実に推進する体制を有する等、<b>特定資金供給の目的を果たすことが見込まれることを前提に運用を行う</b>こと。なお、機構は、<b>機構が法による規律を受けることを踏まえ、特定投資事業者との契約に反映</b>させるなど、必要な措置を講じることとする。</p> <p>ニ 民間投資ファンド等との補完、協調・連携について</p> <p>（1）機構は、特定投資事業者に対して資金供給を行うに当たっては、機構が率先して一定のリスクをとって資金供給する等、<b>国内民間投資ファンド等のみでは通常実現しがたい事業活動を後押し</b>することとし、国内民間投資ファンド等との協業等を積極的に図ること、また、機構には、<b>民間主体のリスクマネー供給環境の実現に向けて、国内民間投資ファンド等によるリスクマネー供給の先導役としての役割が期待されていることに特に留意</b>することとする。</p> |

| 官民ファンドガイドライン  | 産業競争力強化法<br>投資基準  |
|---|---|
| <p>&lt;論点2 関係&gt;</p> <p>2.1 投資の態勢</p> <p>① 案件発掘及びデューデリジェンスを行う主体は十分な能力を保有しているか。</p> <p>② <b>投資に係る決定を行う組織の役割</b>が明確化され、適切に開催され、機能しているか。</p> <p>③ <b>執行部を中立的な見地から監視、牽制する仕組みの役割</b>が明確化され、導入され、機能しているか。</p> <p>④ <b>投資に係る決定を行う組織を監視、必要に応じて牽制する仕組みの役割</b>が明確化され、導入され、機能しているか。</p> <p>⑤ <b>投資プロフェッショナルの報酬</b>は適切か（給与・賞与レベル、成功報酬、競業禁止義務等の退職に関する制限の有無等）。</p> <p>⑥ <b>ファンドオブファンズとなる官民ファンドの場合、特にファンドオブファンズ業務を行うことに対応した監視、牽制の仕組みの役割</b>が明確化され、導入され、機能しているか。</p> <p>2.2 投資方針</p> <p>① 投資方針、チェック項目は、政策目的に沿って、適切なものか（業種、企業サイズ、事業ステージ、リスク選好度等から見て、当該ファンド全体としての運用対象は政策目的に沿ったものか（標準類型等））。</p> <p>② 投資に当たって、その定性面と定量面から以下の点は検討されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成長戦略への貢献の度合い、成長戦略との整合性の評価</li> <li>・ 民間資金の呼び水機能</li> <li>・ 民業圧迫（民間のリスクキャピタルとの非競合の担保等）の防止や競争に与える影響の最小限化（補完性、比例（最小限）性、中立・公平性、手続透明性の原則の遵守等）</li> <li>・ 投資採算（投資倍率、回収期間、IRR等）、EXIT実現可能性の確認</li> <li>・ 利益相反事項の検証と確認（ファンドへの出資者との関連取引のチェック、案件の共同出資者との条件の公平性等）</li> </ul> <p>2.3 投資決定の過程</p> <p>① 投資に係る決定を行う組織で政策目的に基づいた投資の基本的な方針等に従って検討されているか。また、適切な手続きによる審査を経て投資に係る決定を行う組織で中立的な立場から決定されているか。投資に係る決定を行う組織で否認された案件は適切な検証を経て否認されたか。</p> <p>② 案件の選別は、持込投資案件総数、投資検討実施件数（DD実施件数）、投資に係る決定を行う組織への付議案件数、投資提案件数、投資決定案件数等からみて、適切に行われているか。</p> <p>2.4 経営支援（ハンズオン）</p> <p>① 経営支援（ハンズオン）を行うファンドにおいて（は適切に経営支援が行われているか。</p> <p>2.5 投資実績の評価及び開示</p> <p>① 次の点を踏まえて、適切にモニタリングを行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務諸表等の指標に基づくモニタリングの基準を設定する</li> <li>・ 投資先企業の財務情報や経営方針等の企業情報を継続的に把握する</li> <li>・ EXITの方法、時期は、個別の案件ごとに取決め、円滑な退出を確保する</li> </ul> <p>② 時価評価は適切に行われているか（内部評価と外部監査の有無）。</p> <p>③ 個別案件及びファンド全体において、政策目的との関係で効果的な運用となっているか。（運用目標や政策目的の達成状況が事後検証可能な指標（KPI）等を個別案件において設定し評価を行っているか、また、ファンド全体のKPIについても設定、公表がされているか等）</p> <p>④ 投資実績に対するモニタリングや評価の基本となるべき開示情報が、可能な限り数値化されているか。</p> | <p>&lt;論点2 - 1 関係&gt;</p> <p><b>【産業競争力強化法】</b><br/>（産業革新投資委員会の設置）</p> <p>第九十四条 機構に、<b>産業革新投資委員会</b>（以下この章において「委員会」という。）を置く。（委員会の権限）</p> <p>第九十五条 委員会は、次に掲げる決定及び評価を行う。</p> <p>一 第三条第一項の特定資金供給（機構が第一条第一項第一号から第七号までに掲げる業務により特定投資事業者に対して行う資金供給をいう。以下同じ。）の<b>対象となる事業者及び当該特定資金供給の内容の決定</b></p> <p>二 認可特定投資事業者（第百六条第一項に規定する認可特定投資事業者をいう。次号及び第一条第一項第十二号において同じ。）の<b>業務の実績に関する評価</b></p> <p>三 保有する認可特定投資事業者の有価証券（金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。第一条第一項第七号を除き、以下同じ。）又は債権の譲渡その他の<b>処分の決定</b></p> <p>（委員会の組織）</p> <p>第九十六条 委員会は、<b>取締役である委員三人以上七人以内で組織</b>する。</p> <p>2 <b>委員の過半数は、社外取締役</b>でなければならない。</p> <p>3 委員の中には、代表取締役が、一人以上含まなければならない。</p> <p>（委員会の運営）</p> <p>第九十七条</p> <p>6 <b>監査役は、委員会に出席し、委員会が第九十五条第二号に掲げる評価を行うおとるときは、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</b></p> <p><b>【投資基準】</b></p> <p>六 その他特定資金供給を行うに当たって機構が努めるべき事項</p> <p>イ 責任ある投資執行体制の整備</p> <p>機構は、機構や認可特定投資事業者、それらの取締役等の間において利害が相反する取引を防止する点に留意しつつ、事後評価と成果主義の徹底等を通じ、適切な規律と現場での迅速かつ柔軟な意思決定を両立することとする。</p> <p>これを実現するため、個別の特定投資事業者への特定資金供給の決定及び評価を行う産業革新投資委員会は、その過半数を投資実務や経営、技術等に精通した専門家からなる社外取締役とする等として、産業革新投資委員会の独立性及び実効性を担保することとする。</p> <p>&lt;論点2 - 2 関係&gt;</p> <p><b>【産業競争力強化法】</b><br/>（取締役及び監査役の選任等の認可）</p> <p>第九十二条 <b>機構の取締役及び監査役の選任</b>及び解任の決議は、<b>経済産業大臣の認可</b>を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>&lt;論点2 - 3 関係&gt;</p> <p><b>【産業競争力強化法】</b><br/>（取締役の報酬等及び職員の給与）</p> <p>第二百二十条 <b>機構は、その取締役の報酬及び退職手当並びに職員の給与の支給の基準を定め、これを経済産業大臣に届け出るとともに、公表</b>しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 機構は、専ら出資を行う業務に従事する職員（この項において「出資専従者」という。）の給与その他の処遇については、第百六条第一項の規定による認可を受けた予算の範囲内において、<b>優秀な人材の確保並びに若年の出資専従者の育成及び活躍の推進に配慮</b>して行うものとする。</p> <p><b>【投資基準】</b></p> <p>五 人材の育成及び活用その他の資金供給以外の支援の内容</p> <p>機構は、特定投資事業者に対し投資をはじめとする資金供給その他の支援を行うに当たって、その業務が円滑かつ確実に実施される体制を構築することとし、特に専ら出資を行う業務に従事する職員については、認可を受けた予算の範囲内において、優秀な人材を確保するとともに、若手の育成及び活躍の推進に配慮することとする。</p> <p>&lt;論点2 - 4 関係&gt;</p> <p><b>【産業競争力強化法】</b><br/>（認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価）</p> <p>第百六条 機構は、認可特定投資事業者（機構が第三条第二項の認可を受けて、特定資金供給を行う特定投資事業者をいう。以下同じ。）の<b>事業年度ごとの業務の実績について、評価</b>を行わなければならない。</p> <p>2 機構は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、認可特定投資事業者に対し評価の結果を通知するとともに、当該評価の結果に応じて、認可特定投資事業者に対し、<b>特定資金供給に係る資金の回収その他必要な措置</b>をとらなければならない。</p> <p>3 機構は、第一項の評価を行い、又は前項の措置をとったときは、<b>経済産業大臣に当該評価の結果又は当該措置の内容を報告</b>しなければならない。</p> <p>4 経済産業大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、投資基準を変更するものとする。</p> <p>（業務の実績に関する評価）</p> <p>第二百二十三条 <b>経済産業大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価</b>を行うものとする。</p> <p>3 <b>経済産業大臣は、第一項の評価を行うに当たっては、機構の業務が、産業構造及び国際的な競争条件の変化に対応するための高度に専門的かつ実践的な知見を活用することが求められるものであることを考慮</b>するものとする。</p> <p><b>【投資基準】</b></p> <p>六 その他特定資金供給を行うに当たって機構が努めるべき事項</p> <p>ハ 投資内容・実績の開示</p> <p>機構は、認可特定投資事業者ごとに、投資をはじめとする資金供給等の実績や収益の状況等について、国民に対し、積極的に情報開示を行うこと。</p> |

| 官民ファンドガイドライン  | 産業競争力強化法<br>投資基準  |
|---|---|
| <p>&lt;論点3関係&gt;<br/>3 ポートフォリオマネージメント</p> <p>① 個別の案件でのリスクテイク（その際、政策的な必要性の説明責任を果たせるか）とファンド全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネージメントは適切に行われているか。またポートフォリオマネージメントを確保する態勢（責任者、組織等）は整備されているか。</p> <p>② 投資実績、運用実績を評価し、運用方針の変更などを行える態勢が整備され、機能しているか。そのために必要な投資後のモニタリングについては、投資チームとは別のチームが行う等、態勢が適切に整備されているか。</p>  | <p>【投資基準】</p> <p>三 特定資金供給の内容等に関する事項</p> <p>□ 特定資金供給全体の管理について</p> <p>機構は、特定資金供給全体の管理について、次の（１）～（４）に掲げる事項に留意することとする。</p> <p>（１）機構は、市場の動向や投資対象の性質を踏まえ、特定資金供給の規模について、機構による投資全体の規模との関係で全体としての収益を損なうリスクも踏まえ、適切な規模とすること。</p> <p>（３）機構は、特定資金供給の対象が特定の事業分野等に過度に偏ることがないよう、全体のバランスを踏まえた資金供給を行うとともに、全体として長期収益性が確保されるよう、リスク管理を徹底すること。</p>  |
| <p>&lt;論点4関係&gt;<br/>4 民間出資者の役割</p> <p>① 民間出資者に求める役割が明確化されているか。</p> <p>② 各ファンドの投資案件に対する民間出資者のインセンティブや動機は確認されているか。</p> <p>③ 民間出資の条件（手数料や成功報酬、特別な利益供与などのサイドレターの有無、案件によるオプトアウト条項（競合他社への出資の忌避等）の有無、出向者やオブザーバーでの受入の有無等）は適切なものか。</p> <p>④ 各ファンドは民間出資者に対して、民間ファンドと民間出資者との関係を参考にし、投資実績を適時適切に報告しているか。</p> <p>・投資決定時における投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、決定プロセスや決定の背景の適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的にを行い、説明責任を果たしているか。</p> <p>・投資実行後において、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（E X I T）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等について、適時適切に報告しているか。</p>  | <p>【投資基準】</p> <p>三 特定資金供給の内容等に関する事項</p> <p>□ 特定資金供給全体の管理について</p> <p>（２）機構は、認可特定投資事業者を通じた資金供給について、国内のリスクマネー供給拡大に向けた国内外からの資金供給を確保する観点から、認可特定投資事業者が行う資金供給の対象分野の特性等を踏まえつつ、可能な限り機構以外によるLP出資等による資金供給を確保するよう努めること。</p> <p>二 民間投資ファンド等との補完、協調・連携について</p> <p>（１）機構は、特定投資事業者に対して資金供給を行うに当たっては、機構が率先して一定のリスクをとって資金供給をする等、国内民間投資ファンド等のみでは通常実現しがたい事業活動を後押しすることとし、国内民間投資ファンド等との協業等を積極的に図ること、また、機構には、民間主体のリスクマネー供給環境の実現に向けて、国内民間投資ファンド等によるリスクマネー供給の先導役としての役割が期待されていることに特に留意することとする。</p> <p>（２）機構は、国内外の民間投資ファンド等との連携を通じた投資先のネットワークの活用やノウハウの伝達等の外部効果を我が国において特定事業活動を行う事業者にもたらすため、国内外の民間投資ファンドや業界団体とのネットワークを積極的に構築し、我が国において十分大きな規模の特定投資事業者を組成する動きを活性化させていくなど、我が国のリスクマネーの好循環の創出に中心的な役割を担うことが期待されていることに特に留意することとする。</p>  |
| <p>&lt;論点5関係&gt;<br/>5 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係</p> <p>① 監督官庁及び出資者としての国と、投資方針の政策目的との合致、政策目的の達成状況、競争に与える影響の最小限化等について、必要に応じ国からの役職員の出向を可能とする措置を講じるなど、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築しているか。</p> <p>② 投資決定時における適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的にを行い、国民に対しての説明責任を果たしているか。</p> <p>③ 監督官庁であり出資者である国が、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、各ファンドによる投資内容及び投資実行後の状況等について適時適切に把握するため、各ファンドは次の事項について、監督官庁及び出資者それぞれに、適時適切に報告しているか。</p> <p>・投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、投資決定のプロセスや背景等</p> <p>・投資実行後における、適切な評価に基づく、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（E X I T）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等</p> <p>④ 守秘義務契約により上記の運用報告が妨げられる場合において、当該守秘義務契約の存在及びその理由について事前の説明も含め適切に報告しているか。</p> | <p>&lt;論点5-1関係&gt;<br/>【産業競争力強化法】<br/>(株式の政府保有)</p> <p>第八十二条 政府は、<b>常時、機構が発行している株式</b>（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）<b>の総数の三分の二以上に当たる数の株式を保有</b>するものとする。</p> <p>（株式、社債及び借入金等の認可等）</p> <p>第八十三条 機構は、会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式(第百六十条第一号において「募集株式」という。)、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)<b>若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債(第百二十二条及び同号において「募集社債」という。)</b>を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して<b>株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可</b>を受けなければならない。</p> <p>2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>（予算の認可）</p> <p>第一百六条 機構は、毎事業年度の開始前に、<b>その事業年度の予算を経済産業大臣に提出して、その認可を受けなければならない。</b>これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。</p> <p>（財務諸表）</p> <p>第一百八条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、<b>その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。</b></p> <p>（監督）</p> <p>第二百一十一条 <b>機構は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。</b></p> <p>2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構及び認可特定投資事業者の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>&lt;論点5-2関係&gt;<br/>【産業競争力強化法】<br/>(機構が従うべき投資基準)</p> <p>第二百二条 経済産業大臣は、特定資金供給の対象となる特定投資事業者及び当該特定資金供給の内容を決定するに当たって機構が従うべき基準(以下この章において「投資基準」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 投資基準においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 特定資金供給を特に重点的に実施すべき事業分野の選定に関する事項</p> <p>二 特定資金供給の内容に関する事項</p> <p>三 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項</p> <p>四 人材の育成及び活用その他の資金供給以外の支援を行う場合にあつては、その内容</p> <p>第二百四条 経済産業大臣は、前条第三項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 投資基準に適合するものであること。</p> <p>二 特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> |